

静岡県工業技術研究所使用料及び手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月28日

静岡県知事 川勝平太

静岡県条例第9号

静岡県工業技術研究所使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

静岡県工業技術研究所使用料及び手数料条例（昭和34年静岡県条例第13号）の一部を次のように改正する。

改正前					改正後				
別表第1 (略)					別表第1 (略)				
区 分			使 用 料		区 分			使 用 料	
			単 位	金 額				単 位	金 額
研修 施設	静岡県工 業技術研 究所	講堂	(略)	1,100円	静岡県工 業技術研 究所	講堂	(略)	1,200円	
		研修室	(略)	550円		研修室	(略)	600円	
		視聴覚室	(略)	1,100円		視聴覚室	(略)	1,250円	
	沼津工業 技術支援 センター	大研修室	(略)	1,600円	沼津工業 技術支援 センター	大研修室	(略)	1,750円	
		小研修室	(略)	800円		小研修室	(略)	850円	
		視聴覚室	(略)	850円		視聴覚室	(略)	950円	
	富士工業 技術支援 センター	大研修室	(略)	1,650円	富士工業 技術支援 センター	大研修室	(略)	1,850円	
		小研修室	(略)	850円		小研修室	(略)	900円	
		視聴覚室	(略)	800円		視聴覚室	(略)	850円	
	浜松工業 技術支援 センター	大研修室	(略)	1,800円	浜松工業 技術支援 センター	大研修室	(略)	2,050円	
		小研修室	(略)	800円		小研修室	(略)	950円	
		視聴覚室	(略)	1,000円		視聴覚室	(略)	1,100円	
試験 施設	静岡県工 業技術研 究所	無響室	(略)	3,750円	静岡県工 業技術研 究所	無響室	(略)	4,100円	
		無響室	(略)	3,750円		無響室	(略)	4,350円	
	浜松工業 技術支援 センター	電波暗室	(略)	6,950円	浜松工業 技術支援 センター	電波暗室	(略)	7,400円	
		車載機器用E MS電波暗室	(略)	5,400円		車載機器用E MS電波暗室	(略)	6,550円	
		車載機器用E MI電波暗室	(略)	5,050円		車載機器用E MI電波暗室	(略)	6,200円	
		BCI試験室 (シーールドル ーム)	(略)	3,900円		BCI試験室 (シーールドル ーム)	(略)	4,850円	
		車載機器試験				車載機器試験			

		用シールド ーム	(略)	<u>3,900円</u>			用シールド ーム	(略)	<u>4,850円</u>
(略)					(略)				

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行前に承認した研修施設等の使用に係る使用料の額は、改正後の別表第1の規定にかかわらず、なお従前の例による。